

令和7年第8回大野町農業委員会議事録

令和7年8月5日、大野町農業委員会長 目加田 菊次は、第8回大野町農業委員会を大野町役場大会議室に召集した。その次第は次の通りである。

本日の会議に付した議案

- 報第14号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 議第21号 農地法第3条の規定による許可について
- 議第22号 農地法第4条の規定による許可について
- 議第23号 農地法第5条の規定による許可について
- 議第24号 農用地利用集積等促進計画について

出席農業委員（13名）

- | | | | | | |
|------------|----|-----------|----|-----------|----|
| 1番 末守 吾郎 | 委員 | 3番 内田 博人 | 委員 | 5番 河本 茂樹 | 委員 |
| 6番 見屋井 美栄子 | 委員 | 7番 河野 正和 | 委員 | 8番 目加田 菊次 | 委員 |
| 9番 林 和朗 | 委員 | 10番 山村 隆昌 | 委員 | 11番 野村 茂雄 | 委員 |
| 12番 加納 賢 | 委員 | 13番 清水 誠 | 委員 | 15番 飯沼 良一 | 委員 |

欠席農業委員（1名）

- 2番 馬淵 徳次 委員

出席農地利用最適化推進委員（11名）

- | | | | | | | | |
|-------|----|-------|----|-------|----|--------|----|
| 岡田 松榮 | 委員 | 林 竜彦 | 委員 | 渡邊 靖 | 委員 | 久保田 静真 | 委員 |
| 内藤 昭宏 | 委員 | 河田 幸則 | 委員 | 小森 富雄 | 委員 | 田代 定 | 委員 |
| 所 勝重 | 委員 | 宮嶋 博幸 | 委員 | 野津 正明 | 委員 | | |

欠席農地利用最適化推進委員（0名）

本会議の職務のため出席した者の職・氏名

- 事務局長 國枝 広典 係長 若原 宏晃 係 内藤 智仁

(令和7年8月5日 午前9時00分開会)

○議長（目加田菊次会長）

皆様おはようございます。只今より農業委員会を開催いたします。本日農業委員の馬淵委員から欠席届がでていますのでご報告させていただきます。それでは農業委員会憲章を唱和しますのでご起立をお願いします。

[全員起立－農業委員会憲章唱和]

○議長（目加田菊次会長）

ありがとうございました。ご着席ください。議事に入る前に、今回の議事録署名者を9番の林和朗委員、10番の山村隆昌委員にお願いしたいと思います。それでは報第14号について、事務局より説明願います。

[事務局 報第14号の議案説明]

○事務局

相続による農地の取得については許可申請が不要となっておりますが、農地法第3条の3の規定により、取得した農地がある市町村の農業委員会に遅滞なくその旨を届け出ることとなっております。

1番の案件につきましては、母より農地を相続されたものであります。5筆で9,449㎡でございます。

2番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。11筆で9,487㎡でございます。

3番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。1筆で30㎡でございます。

4番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。31筆で31,127.41㎡でございます。

5番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。2筆で3,600㎡でございます。

6番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。9筆で6, 137㎡でございます。

7番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。2筆で3, 320㎡でございます。

報第14号については、以上でございます。

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第14号は終了させていただきます。

これより審議に入ります。それでは議第21号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔事務局 議第21号の議案説明〕

○事務局

農地法第3条の規定により、農地の所有権を取得したり、貸借する場合は、農業委員会の許可を要することとなっております。

1番でございます。譲受人が譲渡人より家庭菜園経営（売買）のため、農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は2, 211㎡となります。担当推進委員は林委員でございます。

2番でございます。譲受人が譲渡人より就農のため、新規に農地を購入されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は2, 047㎡となります。担当推進委員は岡田委員でございます。

3番でございます。譲受人が譲渡人より経営面積拡大（売買）のため、農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は32, 605㎡となります。担当推進委員は岡田委員でございます。

4番でございます。譲受人が譲渡人より経営面積拡大（売買）のため、農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は1,959㎡となります。担当推進委員は所委員でございます。

5番でございます。譲受人が譲渡人より就農のため、新規に農地を購入されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は272㎡となります。担当推進委員は宮嶋委員でございます。

6番でございます。譲受人が譲渡人より経営面積拡大（売買）のため、農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は13,511㎡となります。担当推進委員は田代委員でございます。

議第21号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第21号の1番の案件につきまして、担当委員であります林委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（林竜彦委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第21号の2番および3番の案件につきまして、担当委員であります岡田委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岡田松榮委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第21号の4番の案件につきまして、担当委員であります所委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（所勝重委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第21号の5番の案件につきまして、担当委員であります宮嶋委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（宮嶋博幸委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第21号の6番の案件につきまして、担当委員であります田代委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（田代定委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第21号の1番から6番までの案件につきまして、ご審議ございませんか。

○農業委員（10番山村隆昌委員）

2番について、譲受人は40代と若い方だが、この面積を新規で本当に経営できるのか。

○事務局

届出時点で譲受人は3年以上の農業従事経験があり、また作業に従事されるご家族の方が主たる職業を農業とされているため、可能であると判断した。

○議長（目加田菊次会長）

他にご質問はございませんか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第21号の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第22号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔事務局 議第22号の議案説明〕

○事務局

農地法第4条の規定により、自己所有農地を農地以外のものに転用する場合は、町長の許可を要することとなっており、また農地法関係事務処理要領に基づき、農業委員会としての意見を町長に送付することとなっています。

1番でございます。申請者が農地を一般個人住宅として利用するために申請されました。ただし、すでに申請農地は一般個人住宅の庭および駐車場として利用されており、始末書が添付されております。担当推進委員は久保田委員でございます。

2番でございます。申請者が農地を一般個人住宅として利用するために申請されました。ただし、すでに申請のうち駐車場として利用されており、始末書が添付されております。担当推進委員は宮嶋委員でございます。

議第22号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第22号1番の案件につきまして、担当委員であります久保田委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（久保田静真委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第22号2番の案件につきまして、担当委員であります宮嶋委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（宮嶋博幸委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第22号の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第22号の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第23号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔事務局 議第23号の議案説明〕

○事務局

農地法第5条の規定により、所有権の移転や賃貸借権等の設定を伴い、農地を転用する場合は、町長の許可を要することとなっており、また農地法関係事務処理要領に基づき、農業委員会としての意見を町長に送付することとなっております。

1番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を購入し、一般個人住宅を建築するため申請されました。

担当推進委員は宮嶋委員となっております。

2番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を購入し、建設業資材置場として利用するために申請されました。担当推進委員は宮嶋委員でございます。

議第23号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第23号の1番および2番の案件につきまして、担当委員であります宮嶋委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（宮嶋博幸委員）

事務局の説明とおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第23号の1番および2番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第23号の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第24号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔事務局 議第24号の議案説明〕

○事務局

農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、令和7年8月1日付文書にて農業委員会の意見を求められたもので、農業委員会の意見を決定するものです。

〔事務局 議第24号の詳細説明〕

○議長（目加田菊次会長）

議第24号につきまして、ご審議ございませんか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第24号について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（目加田菊次会長）

以上で本日の案件は終了しましたが、他になにかございますか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

それでは、次回の農業委員会については9月5日9時より行います。よろしく申し上げます。

○農業委員（1番末守吾郎職務代理者）

本日はご多忙の中、第8回農業委員会にご出席いただきましてありがとうございます。これもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

本日の審議事項を明確にするため、会議録を作成する。

会長 目加田 菊次



委員 林 和朗



委員 山村 隆昌

